

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-46615

(P2005-46615A)

(43) 公開日 平成17年2月24日(2005.2.24)

(51) Int.C1.⁷

A 44 B 21/00

F 1

A 44 B 21/00

テーマコード(参考)

6 1 1 F

審査請求 未請求 請求項の数 11 O L 外国語出願 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願2004-200079 (P2004-200079)	(71) 出願人	501372880 バンデックス、フェルヴァルツングスーゲ ゼルシャフト、ミット、ベシュレンクテル 、ハフツング BANDEX VERWALTUNGS- GmbH オーストリア、A-6832、ズルツーレ ティス、インドウストリーツォーネ、6
(22) 出願日	平成16年7月7日 (2004.7.7)	(74) 代理人	100110249 弁理士 下田 昭
(31) 優先権主張番号	0316020.7	(74) 代理人	100113022 弁理士 赤尾 謙一郎
(32) 優先日	平成15年7月8日 (2003.7.8)	(72) 発明者	ケーベル チュック 28 シェパートン クローズ、アップル トン、ワリントン、WA4 2AL 英国
(33) 優先権主張国	英国 (GB)		最終頁に続く

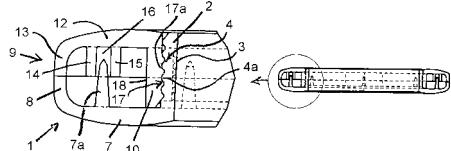
(54) 【発明の名称】ハトメ

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】広範囲の厚さの布地に対応可能なハトメを提供する。

【解決手段】カーテンの頭付け部分に設けられた穴に取り付けるためのハトメであって、フランジ5, 11を有する2つの環状ハトメ構造体1, 9から成る。これらの構造体は、これらフランジが異なる間隔で離れていても、ラチエット構造4a, 17aを介して噛み合う。このラチエット構造4a, 17aは、中央の軸状チューブ状部分2, 10に溝が設けられた対向する2つの軸面であってもよい。一方のフランジは複数の釘7aを有してもよく、この釘はカーテン頭付けを貫通し、他方のフランジの溝16にはまり、カーテン頭付けにハトメを固定する。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

布地の穴に取り付けるためのハトメであって、このハトメが第1及び第2の環状ハトメ構造体から成り、これらの構造体がそれぞれお互いに噛み合って結合するような構成を有し、またこれらの構造体がそれぞれそれらの間に上記布地を保持するためのフランジを有し、更にこれらフランジが異なる間隔で噛み合って結合するような構成を有することを特徴とするハトメ。

【請求項 2】

前記構成が第1ラチエット部品と第2ラチエット部品から成る請求項1に記載のハトメ。

【請求項 3】

前記2つのラチエット部品がそれぞれ溝面を有する請求項2に記載のハトメ。

【請求項 4】

前記構造体の位置を保持するために保持手段が用いられている請求項1～3のいずれか一項に記載のハトメ。

【請求項 5】

前記保持手段が一方の構造体上に設けられた複数の突出した針又は釘を有する請求項4に記載のハトメ。

【請求項 6】

前記針又は釘が他方の構造体の受け口と協働する請求項5に記載のハトメ。

【請求項 7】

前記針又は釘及び受け口がフランジ上に設けられている請求項6に記載のハトメ。

【請求項 8】

前記針又は釘が一方のフランジの円周方向に配列されており、前記受け口が他方のフランジの円周方向に配列されている請求項7に記載のハトメ。

【請求項 9】

各構造体が、その一端に放射状に伸びるフランジと結合した軸状チューブ状部分を有し、その他端に自由突起物を有し、前記噛み合い構成がこのチューブ状部分に設けられ、一つのチューブ状部分が他方のチューブ状部分の中に軸状にはめ込まれる請求項1～8のいずれか一項に記載のハトメ。

【請求項 10】

各フランジが放射状の壁とその外周囲に内曲がりの縁とを有する"ふた(cap)"の形状をしている請求項1～9のいずれか一項に記載のハトメ。

【請求項 11】

カーテン頭付けテープが取付けられたカーテン頭付け及びこのカーテン頭付けとテープを通して空けられた一列に並んだ複数の穴から成る組立体であって、この一列に並んだ穴に請求項1～10のいずれか一項に記載の複数のハトメが取付けられた組立体。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

この発明は、布地類の穴に取り付ける"ハトメ"に関する。このハトメは、カーテン掛け用の棒に通すためのカーテンの頭付けの穴に用いられるが、これに限られない。

【背景技術】**【0002】**

カーテン用の棒に掛けるカーテンは、通常カーテンの布地の頭付け(heading)部分に縫い付けられたか又は固定された"カーテン頭付けテープ"を有しており、このテープには一列に並んだ複数の穴が設けられている。このテープは、この一列に並んだ穴に固定された"ハトメ"を補強している。

公知の配置例をひとつ挙げる。第1のハトメ構造体が、両側に間隔のあいた複数の周辺フランジを有する環状をしており、テープ材がその複数の周辺フランジの間に挟まるように頭付けテープの穴に予め固定されている。第2のハトメ構造体が、一方の側に周辺フ

10

20

30

40

50

ランジを有する環状挿入体の形状をしている。第2のハトメ構造体が、カーテン材の各穴に押し込まれると、上記第1のハトメ構造体と噛み合って結合し、カーテン材が第2構造体の周辺フランジと第1構造体の周辺フランジとの間に挟み込まれる。

異なるカーテン材は様々な厚さを有しているため、この公知の配置には、全ての厚さのカーテン材について、上記第2のハトメ構造体が簡単に且つ確実に第1の構造体と結合することが出来ないという問題がある。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

本発明の一つの目的は、広範囲の厚さの布地の穴内に簡単に且つうまい具合に取りつけることが出来るハトメを提供することである。 10

【課題を解決するための手段】

【0004】

即ち、本発明は、布地の穴に取り付けるためのハトメであって、このハトメが第1及び第2の環状ハトメ構造体(1, 9)から成り、これらの構造体がそれをお互いに噛み合って結合するような構成を有し、またこれらの構造体がそれぞれそれらの間に上記布地を保持するためのフランジ(5, 11)を有し、更にこれらフランジが異なる間隔で噛み合って結合するような構成(4a, 17a)であることを特徴とするハトメである。

このような構成であるため、このハトメは異なる厚さの布地材料に簡単に取りつけることができる。更に、このハトメ構造体は、使用するまで布地材料から完全に分離される得るため、これを使った製造を簡単に行なうことが出来る。 20

環状ハトメ構造体に関しては、完全な環状であることが好ましいが、部分的に環状であるだけ又はその類似構造であってもよく、又周辺部も環状であることが好ましいが、必ずしも連続していなくともよい。

【0005】

フランジに関しては、完全な周辺フランジであることが好ましく、少なくとも実質的に放射状に環状末端部にまで伸びていることが好ましい。しかし、部分的周辺フランジ又は同様形状であってもよく、不連続に放射状に末端周辺に伸びているものでもよい。

上記噛み合い構成に関しては、如何なる適當な形状を採用してもよい。一例として、第2の歯止め(ラチェット)又は多段の階段状部品に設けられた1又はそれ以上の突起及び/又は溝と結合可能な、軸方向に間隔の空いた溝及び/又は突起又は爪を有する第1の歯止め(ラチェット)又は多段の階段状部品、又はその他の協働構造体から成る構成を挙げることができる。 30

【0006】

この構成に加えて、これらの構造体の位置保持を助けるための、例えば、布地材料に対する相対的回転を防止するための保持手段(7a)を有してもよい。このような構成において、一方の構造体が1若しくはそれ以上の突起した針又は釘を有し、これが他方の構造体に設けられた1若しくはそれ以上の受け穴、くぼみ又は溝と協働し、使用時にはこの針や釘が布地材料を貫通するように配置される。

このような針又は釘が、ハトメ構造体の一方のフランジ上に設けられ、これら受け穴、くぼみ又は溝が他方のフランジ上に設けられてもよい。 40

一つの実施態様において、一方のフランジに円周方向に複数の針又は釘が間隔を空けて設けられ、これらが他方のフランジ上に円周方向に配列した溝と協働してもよい。

【0007】

特に好ましい態様においては、各構造体が、その一端に放射状に伸びるフランジと結合したチューブ状部分を有し、その他端に自由突起物(釘等)を有し、チューブ状部分が噛み合い構成となっており、この一つのチューブ状部分が他方のチューブ状部分の中に軸状にはめ込まれる。

各フランジは放射状の壁とその外周囲に内曲がりの縁とを有する"ふた(cap)"の形状をしている。 50

【0008】

この2つのハトメ構造体は、それぞれプラスチック製の一体成形部品であってもよく、これらは如何なる適当な色や肌合いの材料から形成されたものであってもよい。

本発明のハトメは、カーテン頭付け用に用いられてもよい。例えば、カーテン掛け棒を受け入れるための、カーテン頭付けテープとこのテープが取付けられたカーテン材料を貫通する一列に並んだ穴に用いられてもよい。これらは特に現在出願中の我々の特許出願に記載されている。

しかし、本発明はこの例に限定されない。このハトメは如何なる適当な織物やその他の布地材料に適当な目的で用いることができる。

【発明を実施するための最良の形態】

10

【0009】

以下、本発明を図面を用いて例証する。

図1と図2は、本発明のハトメの一形態の第1及び第2構造体の透視図である。図3～6は組み合わされたハトメの断面図とその部分拡大図である。

図1はハトメ構造体1を示し、一体成形されたプラスチック製リングの形状をしている。

このリングは中央に同軸の開放チューブ状部分2を有し、このチューブ状部分2は軸状平行平面3を有し、断面は環状である。

外面4は通常軸状平行であるが、環状部品の長さ方向に沿って等間隔に形成された曲線断面の同軸の溝の積層体4aを有する。

【0010】

チューブ状部分2の一端には、一体となった円周フランジ5があり、このフランジ5は連続して円形であってチューブ状部分2と同軸の外周6を有する。

フランジ5は、通常平板で放射状に広がる壁7を有し、その周囲に内側に曲がった縁8を有する。このため、フランジ5はチューブ部分2の方向に開放したふた(cap)の形状をしている。

チューブ部分2と円形同軸であるこのふた(cap)内部の規則的に配置された位置に、壁7に釘7aが一体となって取付けられており、この釘7aはチューブ部分2の方向に縁8より突起している。

【0011】

30

図2は第2ハトメ構造体9を示す。図1と同様に、このハトメ構造体9は同軸の開放チューブ状部分10を有し、このチューブ状部分10は一端にフランジ11を有し、このフランジ11は平板で放射状に広がる壁12と内側に曲がった縁13を有し、その結果ふた(cap)形状をしている。

ふた(cap)13内部には、2つの同軸壁14と15があり、縁13と同じ高さであり、その結果これらの間に溝16が形成され、チューブ部分10の方向に開放している。

チューブ部分10は曲線断面の積層体17aを有し、この積層体17aはチューブ部分の溝に似ているが、チューブ部分10の内面17上に設けられている。チューブ部分10の内面18は軸状平行平面である。

第2構造体9のチューブ部分10は第1構造体1のチューブ状部分2よりも広く、即ち、チューブ部分10の内径はチューブ状部分2の外径にほぼ等しい。

【0012】

図3～6に示すように、第2構造体のチューブ状部分10の中に第1構造体1のチューブ状部分2が入って、積層体4aと積層体17aとがお互いに噛み合うように、即ち、一方の積層体の突起が他方の積層体の溝と噛み合うように、2つの構造体1, 9は圧力ばめされる。

積層体4aと積層体17aとはラチエットのように機能し、そのため、2つの構造体1, 9は、積層体4aと積層体17aの噛み合う突起と溝とによって決まる異なった間隔で、2つのフランジ5, 11によって保持される。この2つの積層体4a, 17aの突起と溝は似た断面を有し、チューブ状部分2, 10の材質はわずかに弾性であるため、チュ

50

ブ状部分 2 はチューブ状部分 1 0 の中に異なる深さではまり、強く押したり引いたりしない限り、この決められた深さで保持される。

【 0 0 1 3 】

本発明のハトメが、テープとカーテン頭付けとに空けられた一列に並んだ穴のある布地製カーテン頭付けテープを有する布地製のカーテンの頭付けに用いられた場合、一方の構造体 1 をカーテン頭付けの穴に通してハトメ構造体を押し、かつテープの穴ごしに他方の構造体 9 を押しつけることによって、2つのハトメ構造体がお互いに結合する。

完全に押しこまれた場合、カーテンとテープ材料は、布地に接する縁 8 , 1 1 の自由端によって、2つのフランジ 5 , 1 1 の間にしっかりと保持される。

【 0 0 1 4 】

この配置において、釘 7 a はこの布地材料を貫通して溝 1 6 に入り、その結果ハトメをこの位置に保持し、ハトメが材料に対して回転することを防止する。

この実施態様において、ハトメは、容易に製造することの出来るこのハトメとテープの構成を利用することによって、広範囲の厚さを有するカーテンとテープの中に一列に並んだ穴に容易に取付ができる。

以上、本発明を上記実施態様を用いて例証したが、これらは単に本発明を説明するため記載されたものであり、本発明を限定することを意図するものではない。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 5 】

【図 1】第 1 構造体の透視図を示す図である。

20

【図 2】第 2 構造体の透視図を示す図である。

【図 3】組み合わされたハトメの断面図を示す図である。左は部分拡大図を示す。

【図 4】組み合わされたハトメの断面図を示す図である。左は部分拡大図を示す。

【図 5】組み合わされたハトメの断面図を示す図である。左は部分拡大図を示す。

【図 6】組み合わされたハトメの断面図を示す図である。左は部分拡大図を示す。

【 符号の説明 】

【 0 0 1 6 】

1 第 1 環状ハトメ構造体

30

2 , 1 0 チューブ状部分

4 a , 1 7 a 積層体（噛み合い構成）

5 , 1 1 フランジ

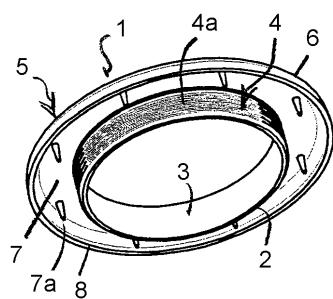
7 a 突起物（針又は釘）

8 , 1 1 縁

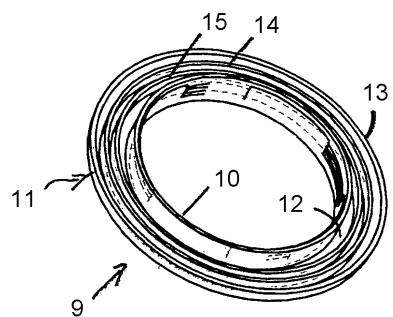
9 第 2 環状ハトメ構造体

1 6 溝

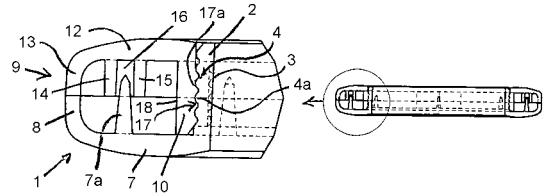
【図1】



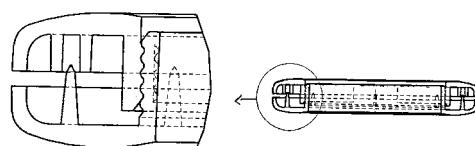
【図2】



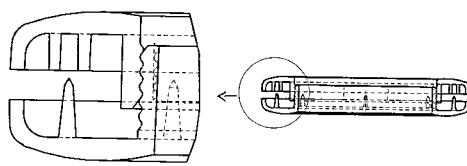
【図3】



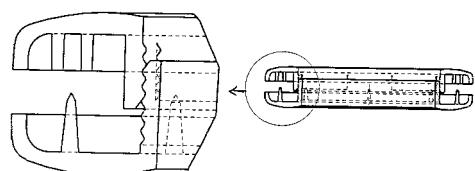
【図4】



【図5】



【図6】



フロントページの続き

(72)発明者 スティーブ マクギボン
5 オークデン クレセント レイ ハイ パーク、マープル、ストックポート、SK6 6NZ
英國

【外國語明細書】

2005046615000001.pdf